

江戸川区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

平成 26 年 4 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児童福祉法」という。）及び江戸川区（以下「区」という。）が締結する地域生活支援事業の委託契約（以下「区の契約」という。）に基づき、障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者、障害児相談支援事業者及び地域生活支援事業の受託者（以下「事業者等」という。）に対して、江戸川区が行う指導及び監査について基本的事項を定め、法、児童福祉法及び都道府県の条例に基づく基準、区の契約の内容等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要な措置を講ずることにより、事業者等の法令等遵守、サービス内容の質の確保及び給付に係る費用等の支給の適正化を図り、もって、区における障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(指導形態)

第 2 条 指導は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、第 9 条各号に掲げるいずれかに該当すると区長が認める場合にあっては、指導を中止し、直ちに監査を行うものとする。

- ・ 個別検査 区の指定する場所において、指導の対象となる事業者等に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は関係者に対して質問する方法による指導
- ・ 実地検査 指導の対象となる事業者等の事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対して質問させる方法による指導
- ・ 集団指導 指導の対象となる事業者等を一定の場所に集めて講習等の方法による指導

(指導方針の策定)

第 3 条 区長は、実地検査を効率的かつ効果的に実施するため、指導の基本方針、実地検査の対象及び重点項目等を掲げ、毎年度指導実施方針（以下「実施方針」という。）を定める。

- 2 江戸川区長（以下「区長」という。）は、個別検査又は実地検査の対象となる事業者等に対し、法令、通知、都道府県の条例に基づく基準等に対するサービス内容及び給付に係る費用の請求に関する事項等の適合状況について、個別に明らかにし、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び是正指導を行う。
- 3 区長は、前項の実施方針に基づき、当該年度の指導班の編成及び実地検査の規模等について、別に定める。

(実地検査対象事業者等の選定基準)

第 4 条 区長は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次に掲げる選定基準に基

づき、対象事業者等の選定を行う。

- ・ 実地検査を一度も実施していない事業者等
- ・ 過去の検査の実施から3年を経過した事業者等
- ・ 利用者からの苦情の対象となった事業者等
- ・ 従業者又は管理者等からの情報提供があった事業者等
- ・ 都道府県、区市町村又は国民健康保険団体連合会から情報提供があった事業者等
- ・ 区の福祉部障害者福祉課以外の課又は関係事業者から情報提供があった事業者等
- ・ 都道府県又は区が実施した過去の個別検査、実地検査又は集団指導による指導に基づく改善が未達成又は改善状況が不明な事業者等
- ・ 過去に実施された実地検査において、次条第3号に規定する結果の通知による改善を要する事項等の指摘事項の改善状況の確認が必要な事業者等
- ・ その他の理由により、実地検査が必要と認められる事業者等

(実地検査の手順等)

第5条 実地検査の手順は、次のとおりとする。

- ・ 実施の通知 区長は、実地検査の対象となる事業者等を決定したときは、実地検査の根拠規定、対象となる事業所、事業、実施日、場所、事業者等の出席すべき職員、区の検査担当職員、準備すべき書類等を文書により当該事業者等にあらかじめ通知するとともに、実地検査を実施することについて当該事業者等の存する都道府県の知事（以下「知事」という。）に対してあらかじめ通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- ・ 実施方法 実地検査は、事業者等の関係者から関係書類をもとに説明を求める面談方式により行うものとする。
- ・ 結果の通知 区長は、実地検査の結果、改善を要すると認められた事項及び報酬等（法令又は区の契約に基づき支払われるものをいう。）の返還を要すると認められた事項（以下「改善を要する事項等」という。）について、後日文書によって事業者等に対し、その旨を通知するとともに、知事に当該通知の写しを送付する。ただし、改善を要する事項等が簡易なものである場合にあっては、実地検査の面談時等において口頭により行うことができる。
- ・ 改善報告書の提出 区長は、前号に規定する文書により改善を要する事項等を通知した事業者等に対して、結果通知後30日以内に改善報告書の提出を求めることができる。
- ・ 検査班の体制 実地検査は、福祉部長が指名する2名以上の職員による検査班を編成して実施する。
- ・ 調査書等の提出 区長は、実地検査の実施に当たって、事業者等に対し実地検査に必要な書類の提出をあらかじめ求めることができる。

2 実地検査後の措置等

- ・ 区長は、実地検査の結果、改善を要する事項等について改善が不十分な事業者

等については、必要に応じて、再度、指導等を行う。

- ・ 区長は、実地検査の結果、第9条に定める監査選定基準に該当すると判断した場合は、速やかに監査を行う。
- ・ 区長は、実地検査の結果、事業者等のサービスの内容又は給付に係る費用の請求に関し、不当な事実を確認したときは、当該事業者等に対し、給付に係る費用の返還等を行うよう指導する。
- ・ 区長は、実地検査の結果のうち、前項第3号により通知された改善を要する事項等及び当該改善状況については、利用者の保護等の観点から必要な場合、区のホームページに掲載し、情報を提供することができる。

(個別検査の方法等)

第6条 区長は、個別検査を行う必要があると認める事業者等に対し、個別検査を行うことができる。

2 前条の規定は、個別検査の手順等に準用する。この場合において、「実地検査」を「個別検査」に読み替えるものとする。

(監査形態)

第7条 区長は、第9条に掲げる事項等の確認について、必要があると認めるときは、事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該事業者等の当該指定に係る事業所へ立ち入らせ、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行わせることができる。

(監査方針)

第8条 区長は、事業者等のサービス内容が不当である場合又は給付に係る費用の請求に不正が疑われる場合は、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うものとする。

(監査選定基準)

第9条 監査は、事業者等が次のいずれかに該当すると区長が認める場合に行う。

- ・ 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断したとき。
- ・ サービス内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- ・ 給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- ・ 基準等において、重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- ・ 度重なる指導によってもサービス内容又は給付に係る費用等の請求に改善が見られないとき。
- ・ 正当な理由がなく、個別検査又は実地検査を拒否したとき。

(監査の手順等)

第10条 監査の手順は、次のとおりとする。

- ・ 実施の通知 監査の対象となる事業者等を決定したときは、監査の根拠規定、対象となる事業所、事業、実施日、場所、監査の担当職員、準備すべき書類等を

文書により当該事業者等にあらかじめ通知するとともに、都道府県が指定する事業者等に対して監査を行う場合にあっては、監査を実施することについて知事に対してあらかじめ通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- ・ 実施方法 監査は、監査の対象となる事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該事業者等の当該指定に係る事業所へ立ち入らせ、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行わせるものとする。
- ・ 結果の通知 区長は、監査の結果、法令等に定める違反等が認められる場合にあっては、改善を要すると認められる事項を事業者等に対し通知するとともに、知事に当該通知の写しを送付する。ただし、改善を要すると認められる事項が簡易なものである場合にあっては、監査の面談時等において口頭により行うことができる。
- ・ 改善報告書の提出 区長は、前号により改善を要すると認められる事項を通知した事業者等に対して、結果通知後 30 日以内に、改善報告書の提出を求めることができる。
- ・ 監査班の体制 監査は、福祉部長が指名する 2 名以上の職員による監査班を編成して実施する。ただし、必要に応じ、課長級以上の職にあるものを長とした職員 3 名以上の特別の監査班を編成することができる。
- ・ 監査結果の公表 区長は、監査の結果について、利用者の保護等の観点から必要と認める場合、区のホームページへの掲載等により情報を提供することができる。

(行政処分等)

第 11 条 区長は、監査の結果、法第 51 条の 28 第 2 項各号及び第 51 条の 29 第 2 項各号並びに児童福祉法第 24 条の 35 第 1 項各号及び第 24 条の 36 第 1 項各号のいずれかに該当すると認めるときは、法令の規定により、必要に応じて勧告、命令又は指定の取り消し等を行うものとする。

2 区長は、監査の結果、法第 49 条第 1 項各号、第 2 項各号、第 50 条第 1 項各号、第 51 条の 28 第 1 項各号及び第 51 条の 29 第 1 項各号並びに児童福祉法第 21 条の 5 の 22 第 1 項の各号及び第 21 条の 5 の 23 第 1 項各号のいずれかに該当すると認めるときは、知事に通知するものとする。

3 区長は、監査の結果、区の契約に契約不履行等が認められる場合には、必要に応じて契約の解除等を行うものとする。

(様式)

第 12 条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めのない事項については、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。